

入札説明書

秋田県教育庁教職員給与課

この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年制令第 16 号。以下「施行令」という。）及び秋田県財務規則（昭和 39 年規則第 4 号。以下「規則」という。）のほか、本件調達に係る入札公告（以下、「入札公告」という。）に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

(1) 賃貸事業名

秋田県教育委員会 IT システム用小中学校端末等賃貸借

(2) 借入物品の仕様及び数量

仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 12 年 9 月 30 日まで（機器の賃貸借期間は令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日までの 60 ヶ月とする）

(4) 調達物品の設置場所

仕様書のとおり

(5) 長期継続契約

この入札に係る契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び地方自治法施行令第 167 条の 17 並びに長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 18 年秋田県条例第 9 号）に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除する場合がある。この場合に、契約の相手方は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 秋田県暴力団排除条例（平成 23 年秋田県条例第 29 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係が有る者に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。

(5) 過去 5 年以内に国又は地方公共団体において同種同業の受託実績を有する者であること。

(6) 当該契約に係る必要書類等を提出していること。

3 申請書等の提出

(1) 提出書類

入札に参加しようとする者は、次のとおり書類等を提出すること。期限までに入札参加資格申請書等を提出しない者は、入札に参加することはできない。

- ① 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 過去5年以内に国又は地方公共団体において同種同業の受託実績が確認できる書類（契約書の写し等）
- ④ 納入物品明細書（様式任意）

(2) 提出期間

令和7年6月13日（金）から令和7年7月1日（火）までの午前9時から午後4時までとする。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。

(3) 提出場所

次の場所へ持参又は郵送により提出すること。

ただし、郵送の場合は令和7年7月1日（火）午後4時までに必着のこと。

郵便番号 010-0951 秋田市山王四丁目1番2号

秋田県教育庁教職員給与課 調整・旅費・システムチーム

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札参加者は、見積もった契約希望月額（消費税及び地方消費税を含む）に60を乗じた金額の100分の5以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、規則第160条第2項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便振替貯金払出証書、郵便為替証書）の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。なお、入札保証金は入札開始の前までに、秋田県教育庁教職員給与課へ手続きを行うこと。還付は、落札者に対しては当該契約の締結後に、その他は入札終了後直ちに行う。

(2) 契約保証金

落札者は、見積もった入札金額に60を乗じた金額の100分の10以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第177条第2項第1号に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便振替貯金払出証書、郵便為替証書）の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札保証金、契約保証金の納付を免除される者

- ① 入札保証金については、次のア又はイの書類を添えて入札保証金納付免除申請書を令和7年7月1日（火）午後4時（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）までに提出し、契約しないこととなるおそれがないと認められるときは、その者の入札保証金を納付させないことができる。

ア 県を被保険者とする入札保証契約証書

イ 過去2年の間に国又は公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする2件以上の契約書の写し及び履行を確認できる書類の写し（支払通知書の写し等）

② 契約保証金については、県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者、または、上記①の書類審査の結果、入札保証金の免除が適当と認められた者

③ 審査資料等提出場所

秋田県教育庁教職員給与課

5 入札書等の提出及び入札執行の日時・場所等

(1) 提出方法

入札参加者は、開札予定日時に入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

(2) 開札予定日時

令和7年7月4日（金） 午前11時

(3) 開札場所

秋田地方総合庁舎6階 606会議室

(4) 入札書の記載

入札書においては、契約期間における月額を記載すること。落札決定にあたっては、入札書に金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

6 入札書の書き換え等の禁止

入札参加者は、当該入札金額の書換え又は撤回をすることができない。

7 開札の方法

(1) 開札は、原則として入札者又はその代理人の出席のもと行うものとする。

なお、代理人が入札を行う場合は、別添の委任状を提出すること。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者のくじ引きにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(4) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行う。

(5) 入札は2回までとし、2回目の入札を終えても落札者がいない場合は、入札価格が最も低い者と随意契約の交渉を行うことがある。

(6) 開札場所に持参するもの

・身分証明書（運転免許証等）

・再度の入札又は入場者確認に使用する印鑑（印影が変化する印鑑を不可）

- ・委任状（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る）

8 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ア 委任状を持参しない代理人がした入札
 - イ 入札公告に定めた資格のない者がした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者（免除された者を除く。）又はその金額に不足のある者がした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 記名押印を欠く入札
- (8) 前各号に定めるほか、入札説明書等で指示した条件に違反すると認められる入札

9 契約の方法

落札者の入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって、1ヶ月当たりの契約金額とする。

10 その他

- (1) 仕様書の中で、確認書類等の提出を求められている場合は、その指示に従うこと。
- (2) 入札保証金の納付手続き又はその免除を受ける手続きがなされない場合は、入札に参加しないものとみなす。
- (3) 当該調達物品の仕様について疑義がある場合は、令和7年6月27日（金）午後1時までに秋田県教育庁教職員給与課まで文書で提出すること。
 - ① 件名は「秋田県教育委員会 IT システム用小中学校端末等賃貸借ついて」とする。
 - ② 質問及び回答内容については、入札説明書受領者全てに電子メールで通知する。
 - ③ 回答内容は本説明書及び仕様書の追加又は修正とみなすこと。

11 問合せ先

照会及び回答は、原則として書面による。

郵便番号 010-0951 秋田市山王四丁目1番2号

秋田県教育庁教職員給与課 調整・旅費・システムチーム

電話番号 018-860-5122

E-mail : edu-soumu@pref.akita.lg.jp